

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（676））
2. 日時：平成30年2月15日 10時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室及び8階会議卓A
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、秋本安全審査官、田尻安全審査官、正岡安全審査官、村上安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：東海第二発電所 保守室 副室長 他22名

北海道電力株式会社：泊発電所 機械保守課 主任

東北電力株式会社：東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 副長 他7名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他2名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課 副課長 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力電気設備） 担当 他4名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他3名

## 5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、本日及び2月9日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書の自然現象による損傷防止（竜巻への配慮に関する説明書）等について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

### 【発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止関係】

○津波による波及的影響については基準津波による影響のみならず、敷地に遡上する津波による影響についても整理し提示すること。

### 【緊急時対策所の機能に関する説明書関係】

○緊急時対策所は東海発電所と共用しているため、本文や説明書における共用施設の記載方法について整理し提示すること。

○緊対所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストについて、放射線管理施設と緊急時対策所機能との施設区分毎の関係を整理し提示すること。

○緊急時対策所建屋について、立面図、寸法、主要機器の配置場所等を整理し提示すること。

### 【常用電源設備の健全性に関する説明書関係】

○154kV 特高開閉所、予備変圧器から原子炉建屋までのルートにおけるケーブル保護対策について、整理して提示すること。

### 【安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書関係】

○各安全弁等における必要吹出量の考え方について提示すること。

【自然現象による損傷防止（竜巻への配慮に関する説明書）関係】

○強度評価における評価対象部位の代表性及び妥当性について整理して提示すること。

○原子炉建屋等に飛来物が衝突した場合における、コンクリートの裏面剥離に対する防護対象の考え方を整理して提示すること。

○使用している解析コードの妥当性、適応性について整理して提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（緊急時対策所の機能に関する説明書に係る補足説明資料）
- ・ 自然現象等（竜巻）の工認審査における論点の説明スケジュールについて